

# 知財創造力育成授業実施要領

(平成31年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金)

令和元年8月7日 制定

## 1 趣 旨

少年少女の豊かな科学的発想や創造性を育み、科学や発明、創意工夫に意欲的に取り組む事ができる環境づくりを進め、青森県の将来の産業振興を担う人財の育成を図るため、知的財産権に関する授業や身近な材料からテーマに沿った自由なアイデアを生み出す発想力トレーニングにより、知的財産制度についての理解を促し、子どもたちの科学的な創作能力を育てます。

## 2 対 象

県内の小学校、中学校、高等学校、少年少女発明クラブ、その他県内において少年少女の創造性育成を目的とした地域活動を行う団体。1回当たり20名程度とします。

## 3 派遣講師

弁理士等の知財専門家及び一般社団法人青森県発明協会が運営する「科学発明指導員」に登録している専門家から選定して派遣します。

## 4 実施期間

令和元年8月7日から令和2年2月28日まで

(但し、年末年始や当協会の業務等により対応できない場合もありますので御相談ください。)

## 5 対応可能時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 実施予定団体数

年間3団体程度

(※予算の範囲内で実施しますので、御希望に添えない場合があります。)

## 7 実施内容

知的財産制度に関する授業や与えられたテーマに沿って、個人又はチームで自由なアイデアを出し合い、身近な材料を用いて創作物を製作する「知財創造力育成授業」を実施します。

### 【実施例】

(1) 知的財産制度について、小中学生、高校生にも分かりやすく紹介します。

(2) 与えられた材料のみを使い、制限時間内で構造物を製作し、その高さや強度などを競う「発想訓練(スポンテニアス)」を行います。

※実施内容については個別に相談に応じます。

## 8 費 用

無料(講師派遣並びに材料に要する費用は当協会が負担します。)

## 9 申込み(随時)

別紙「令和元年度 初めての科学体験授業 申込用紙」に記載し、事務局宛てにFAX、郵送、電子メールのいずれかにて提出してください。

## 10 申込み・問合せ先

一般社団法人青森県発明協会(石澤)

〒030-0806 青森市長島一丁目1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内

TEL:017-762-7351 / FAX:017-762-7352 / E-mail: aomoipl@jomon.ne.jp